

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	一〇七	○建築基準法により道路の位置を指定した件	一〇九
○平成二十年水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件	一〇七	福島県教育委員会	
○都市計画事業の事業計画の変更を認めた件二件	一〇八	○福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	一一三
公 告		○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則	一一三
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	一〇八	○福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則	一一三
○土地改良事業の工事の完了について届出があった件	一〇八	○学校教育法第五十五条第一項の規定により技能教育のための施設を指定した件	一一三
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	一〇九	福島県警察本部	
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	一〇九	○一般競争入札を行う件	一二四
		正 誤	
		○平成二十年六月十日付け定例第九百八十六号中	一二五

告 示

福島県告示第百十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年二月二十四日から同年三月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ハシドラッグ南福島店 福島市太平寺字兒子塚五十二番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 - 1 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。
 - また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあつては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。
 - 2 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物(指定業者という表記ではなく、福島市許可業者という表記が適当。また、産業廃棄物の収集運搬に関しては福島県知事が許可権者である。))
 - 3 当該地区は、工業地域であり、騒音規制法・振動規制法・市公害防止対策条例による規制対象地域であるため、法規制もしくは条例による規制の対象となる特定施設、指定施設の設置の際には設置工事三十日前までに届出を提出すること。
また、工業地域とはいえ周辺には住居が密集しているため冷凍機・空調関係の室外機の設置場所については充分検討すること。搬出入車輛による深夜早朝の騒音については、特に隣接する地域住民に対して充分な説明をし、理解を得るとともに充分な対策を講じること。
 - さらに、騒音振動を含めその他の公害苦情発生の折には、誠意ある対応を行うこと。
 - 4 各出入口について、特に混雑が予想される場合には、歩行者、自転車等の事故防止のため、交通誘導員等を配置し、安全管理に努めること。
 - 5 店舗南側は住宅密集地であり、付近に通学路もあるため、来退店車両に対して、歩行者等の安全確保及び事故防止を促すような対策を検討すること。
(商業まちづくり課)

福島県告示第百十三号

平成二十年水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成二十一年二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 原種の配付数量	品種名	数量(単位 キログラム)
種類	コシヒカリ	一四、一八〇
水稲		

大豆	大豆	大豆合計	五、八八〇
ひとめぼれ			二〇〇
ふくみらい			六〇〇
あきたこまち			七〇〇
チヨニシキ			一〇〇〇
まいひめ			一〇〇〇
たかねみのり			二〇〇
夢の香			七六〇
こがねもち			二二〇
水稲合計			二二、〇〇〇
タチナガハ			四〇〇
ふくいぶき			二三五
コスズ			四〇
スズユタカ			一一〇
すずほのか			一七
あやこがね			一四
大豆合計			八一六
種類	単位	価格(消費税及び地方消費税を除く。)	
水稲	一キログラム	三二〇円	
大豆	一キログラム	三三九円	

(水田畑作課)

福島県告示第百十四号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十一年二月二十四日

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路事業 三・三・百五号 太平寺岡部線
- 三 事業認可の年月日 平成九年一月十七日
- 四 事業施行期間 平成九年一月十七日から平成二十四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十一年二月二十四日

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路事業 三・四・百十一号 方木田茶屋下線
- 三 事業認可の年月日 平成七年十一月十七日
- 四 事業施行期間 平成七年十一月十七日から平成二十四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十一年二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月十日
- 二 名称 特定非営利活動法人竹トピア
- 三 代表者の氏名 橋本 文男
- 四 主たる事務所の所在地 福島県須賀川市保土原字古戸屋敷五十六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会および地域住民に対して、竹林・森林・河川の環境保全活動の啓発と実践に関する事業を行い、伐採された竹・樹木の利活用を推進し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
 平成二十一年二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良事業を行 地区名 土地改良事 施行認可又は施行 工事の完了年月日
- つた者の名称 業の種類 同意の年月日
- 逆川地区土地改良 逆川 区画整理 平成一七年一月 平成二十一年一月一

事業共同施行

三〇日

三日

(農村計画課)

公告第九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置として、次のとおり指定した。

平成二十一年二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

指定年月日	指定番号	道路築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長(メートル)	道路の幅員(メートル)
-------	------	-------------------------------	-------	-------------	-------------

平成二〇年 一月二五 日	福島県指 令北建第 五九七二 一四号	矢吹市郎 本宮市荒井字 白山三六番地	本宮市荒井字 山神四〇番二 四	三二・七五	六・〇〇
平成二〇年 一月二七 日	福島県指 令北建第 六六九二 一四号	霜山盛二 伊達市梁川町 字大館四九番 五 霜山弘子 伊達市梁川町 字大館四九番 五 小賀坂守男 伊達市梁川町 字大館四九番 四 高橋忠夫 伊達市梁川町 字大館四九番 二	伊達市梁川町 字大館四七番 四	三二・七四	四・〇四
平成二〇年 一〇月一〇 日	福島県指 令中建第 三九六七 号	田村産業株式 会社 田村市船引町 東部台一丁目 八番地	田村市船引町 船引字源次郎 二〇六番二、 二〇六番一五、 二〇六番一六、 二〇六番一七、 二〇六番一八 及び二〇六番 一九	一〇一・三 四	四・〇〇 六・〇〇
平成二〇年 一月一四 日	福島県指 令中建第 七二六七 号	佐藤文字 田村郡三春町 字小滝一三六 番地	田村郡三春町 字赤坂六五番 一地先、六五 番二、六六番 三、六六番四、 六六番七、六 八番三、六九	四七・九七	四・〇〇 六・〇〇

平成二〇年 一月一四日	福島県指 令南建第 二五四四 号	丸昌不動産有 限会社 白河市立石山 一番地三	西白河郡西郷 村大字熊倉字 折口原三二八 番九、三二八 番一、三三二	一三三・二 四	六・〇〇
平成二〇年 九月九日	福島県指 令南建第 二一三七 号	株式会社秋山 建材 白河市中田三 六番地の一 藤田吉友 白河市中田二 一六番地	白河市中田二 一六番二、二 二二番四、二 二三番三、二 二四番四、二 二五番四、二 三〇番四及び 二三一番四	一〇六・〇 七	五・〇〇
平成二〇年 八月八日	福島県指 令南建第 一九五二 号	満山喜和 白河市大信隈 戸字仙久内屋 敷二番地 満山儀子 白河市高山西 一二番七 鈴木長郎 白河市大信隈 戸滑里川二六 番地	白河市高山西 一二番六九、 一二番七二、 一二番七四及 び一二番七九	九四・八六	五・〇〇
平成二〇年 八月六日	福島県指 令南建第 一八〇四 号	有限会社高山 不動産 白河市会津町 二九番地四一	白河市高山一 六〇番一	七六・四二	四・〇〇 六・〇〇
平成二〇年 一月一四日	福島県指 令中建第 七三〇三 号	矢坂義昭 西白河郡矢吹 町田町一番 一五	岩瀬郡鏡石町 本町一九八番 四及び一九九 番一四	四二・一二	四・二〇 六・二〇
			番一地先及び 六九番二		

平成二〇年 五月二六日	福島県指 令相建第 一六一一 号	株式会社丸一 工務店 いわき市小名 浜上神白字堀 の内六二番地	双葉郡大熊町 大字小入野字 東大和久六六 三番四、六六 五番三及び一	一五四・八 七	四・〇〇 六・〇五
平成二〇年 四月一日	福島県指 令相建第 一六一二 号	村上美世子 双葉郡大熊町 大字小入野字 西大和久四一 八番五、四二 五番二及び四 二五番二先	双葉郡大熊町 大字小入野字 西大和久四一 八番五、四二 五番二及び四 二五番二先	五〇・三三	六・〇〇 六・一一
平成二〇年 一月三〇日	福島県指 令喜建第 三二二四 号	有限会社リ ガル企画 喜多方市字百 苅田七五三一 番地一	喜多方市字慶 徳道下五〇八 三番一六	八三・七〇	六・〇一 六・〇六
平成二〇年 一月二〇日	福島県指 令南建第 三〇九六 号	有限会社第一 不動産 白河市新白河 一丁目三七番 地	西白河郡西郷 村大字小田倉 字後原二一八 番二一、二七 〇番五、二七 一番四、二七 一番四先及び 二七一番一四	九六・九二	四・〇〇 六・〇〇
平成二〇年 一月一八日	福島県指 令南建第 二一〇〇 号	エクセレント 開発株式会社 岩瀬郡鏡石町 旭町五六番地 二	西白河郡矢吹 町善郷内一四 七番四、一四 七番四先、一 四七番五、一 五四番三、一 五四番三先及 び一五六番五	一五八・八 三	六・〇〇 六・一〇
			八番一四及び 三二九番五		

平成二〇年 八月二二日	福島県指 令相建第 一六―八 号	新川英三 南相馬市原町	南相馬市原町 区萱浜字巢掛	六三・八三	四・〇〇 六・〇〇
平成二〇年 八月二二日	福島県指 令相建第 一六―八 号	高橋信好 相馬市原町区 北長野字北原 田四八五番地	南相馬市原町 区大木戸字南 原九九番二四、 九九番二七及 び一〇〇番四	一〇六・〇	六・〇〇
平成二〇年 八月二二日	福島県指 令相建第 一六―四 号	牛来ヒサ子 南相馬市小高 区吉名字長廻 三四番地の一 島 真春 南相馬市小高 区吉名字宮廻 台九番地	南相馬市小高 区吉名字宮廻 六番二、六番 二先、六番四 及び七〇番	三四・九九	四・〇〇 四・一〇
平成二〇年 七月二二日	福島県指 令相建第 一六―六 号	株式会社ニ ズ 双葉郡浪江町 大字川添字葉 山二六番地一	双葉郡大熊町 大字熊字新町 八九番一二、 九〇番四、九 〇番五及び九 四番四	四〇・八二	六・〇〇
平成二〇年 七月二七日	福島県指 令相建第 一六―七 号	木幡建設株式 会社 南相馬市原町 区牛来字久保 二三一番地	南相馬市原町 区上太田字陣 ヶ崎二二一番 四	三五・〇〇	五・〇〇
平成二〇年 六月二六日	福島県指 令相建第 一六―三 号	アイワ都市開 発有限会社 相馬市中村字 桜ヶ丘八四番 地	相馬市小泉字 山田六番一	一六・五〇	四・〇〇

平成二〇年 九月一〇日	福島県指 令相建第 一六―一 〇号	アイワ都市開 発有限会社 相馬市中村字 桜ヶ丘八四番 地	相馬市石上字 二ッ池九八番 一	三八・二五	六・〇〇
平成二〇年 九月一九日	福島県指 令相建第 一六―一 一号	有限会社双葉 不動産管理 双葉郡浪江町 大字権現堂字 上続町一八番 二	双葉郡浪江町 大字幾世橋字 来福寺西九九 番八	三四・六二	四・三〇 一〇・四〇
平成二〇年 一〇月二〇日	福島県指 令相建第 一六―一 四号	株式会社渡辺 興業 双葉郡檜葉町 大字山田岡字 南作四七番	双葉郡檜葉町 大字山田岡字 名古屋一二番 地二	二六・〇五	五・〇〇
平成二〇年 一一月一〇日	福島県指 令相建第 一六―一 六号	双葉不動産建 設株式会社 双葉郡浪江町 大字権現堂字 上続町一八番 地二	双葉郡大熊町 大字下野上字 清水二九一番 四	八二・三三	四・〇〇 六・〇〇
平成二〇年 一一月一七日	福島県指 令相建第 一六―一 五号	有限会社三永 地所建設 南相馬市原町 区南町二丁目 一一六番地	南相馬市原町 区小川町一七 〇番一、一七 三番二、一七 四番二、一七	六七・四〇	五・〇〇 七・〇〇

福島県教育委員会

(建築指導課)

平成二〇年 一月二〇日	福島県指 令相建第 一六一一 七号	株式会社ト ヨー不動産 相馬市中村一 丁目二番地の 三	相馬市和田字 北迫二二〇番 一九及び中迫 一四四番五五	八八・五〇	六・〇二
			五番三、一八 一番二の一部 及び二七番 六の一部		

福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年二月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和二十五年福島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中 「白河旭高等学校」 を「白河旭高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行し、改正後の福島県立高等学校の通学区域に関する規則別表3の項の規定は、平成二十一年度入学の生徒から適用する。
(学校経営支援課)

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第二号を次のように改める。

二 福島県立修明高等学校

別表第一福島県立川俣高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立梁川高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立安達高等学校の項中「七六〇人」を「七二〇人」に改め、同表福島県立安達高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立安積高等学校の項及び福島県立安積黎明高等学校の項中「一、〇四〇人」を「一、〇〇〇人」に改め、同表福島県立郡山北工業高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立あさか開成高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立清陵情報高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立白河旭高等学校の項中「八〇〇人」を「七六〇人」に改め、同表福島県立白河実業高等学校の項中

を 家政科

八〇人

家政科

一二〇人

県立東白川農商高等学校の項を次のように改める。

福島県立修明高等学校									
全日制									
普通科	文理科	生産流通科	食品加工科	食品科学科	商業科	経営ビジネス科	情報処理科	情報マネジ メント科	倉町
一六〇人	八〇人	一二〇人	八〇人	四〇人	八〇人	四〇人	八〇人	四〇人	東白川郡

別表第一福島県立石川高等学校の項中「四八〇人」を「四四〇人」に改め、同表福島

普通科(総)

四八〇人

県立船引高等学校の項中

合コース	
普通科(福祉コース)	六〇人
普通科(食物文化コース)	六〇人

を

普通科	五
-----	---

六〇人

に改め、同表福島県立小野高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立葵高等学校の項中「九二〇人」を「八八〇人」に改め、同表福島県立

若松商業高等学校の項中

情報ビジネス科	三六〇人
---------	------

を

情報ビジネス科	三
---------	---

二〇人

に改め、同表福島県立会津工業高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に、

セラミック化学科	四〇人
----------	-----

を

セラミック化学科	八〇人
----------	-----

に改め、同表

福島県立喜多方東高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立猪苗代高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立大沼高等学校の項中「四四〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島県立坂下高等学校の項中「三六〇人」

を「三二〇人」に改め、同表福島県立会津農林高等学校の項中

林業緑地科	
森林環境科	

四〇人

を

森林環境科	一一〇人
-------	------

に改め、同表福島県立田島高等学校の

八〇人

項中「四八〇人」を「四四〇人」に改め、同表福島県立いわき総合高等学校の項中「八

〇〇人」を「七六〇人」に改め、同表福島県立勿来高等学校の項中「四四〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島県立双葉高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立相馬農業高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改める。
別表第二福島県立東白川農商高等学校鮫川校の項中「福島県立東白川農商高等学校鮫川校」を「福島県立修明高等学校鮫川校」に改め、同表福島県立富岡高等学校川内校の項中「二二〇人」を「八〇人」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(学校経営支援課)

福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則

福島県立会津学鳳中学校学則(平成十八年福島県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第二条中「百八十人」を「二百七十人」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(学校経営支援課)

公告第二号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条第一項の規定により、技能教育のための施設を次のとおり指定した。
平成二十一年二月二十四日

福島県教育委員会

- 一 指定を受けた技能教育のための施設の名称及び所在地
みとみ学園みとみ高等学院 福島県会津若松市材木町一丁目八番十五号
- 二 連携科目等

連携措置の対象となる科目
当該科目の学習をその履修とみなすことができる
高等学校の教科(科目)

簿記
商業(簿記)

情報処理
商業(情報処理)

ビジネス情報
商業(ビジネス情報)

三 指定年月日 平成二十一年二月十六日

(社 登 録 印 鑑 係)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第5号

自動車保管場所データ電算入力業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年2月24日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び予定数量 自動車保管場所データ電算入力業務 157,620件
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) 履行場所 福島県警察本部交通管制センター分庁舎（福島県福島市旭町7番21号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者若しくは、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
 - (5) 福島県内に事業所を有する者であること。
 - (6) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項並びに(6)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成21年3月9日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話番号024-522-2151

- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月24日（火）午後2時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 8 その他
 - (1) 入札方法 入札書には、自動車保管場所データ電算入力1件当たりの単価に予定数量を乗じて得た額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

印 鑑

○平成二十年六月十日付け定例第九百八十六号中

三三六		下	二〇	七	五・〇	一六・五	正	誤
下								